

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案について

○ 趣旨

一般職の国家公務員・地方公務員等の非常勤職員について、仕事と育児・介護の両立を図る観点から、また、民間との均衡も考慮し、育児休業及び介護休業等を取得することができるよう必要な措置を講じるもの。

○ 背景

国家公務員の非常勤職員の典型であった日々雇用の仕組みが廃止され、一定の任期を設定して任用される期間業務職員の制度が設けられたこと、また、一定の者について育児休業等の取得を可能としている民間の状況も踏まえ、平成22年8月、人事院より、非常勤職員について育児休業等を取得することができるようにすることが適当であるとする意見の申出があったもの。あわせて、非常勤職員への介護休暇の導入についても措置すると人事院の「公務員人事管理に関する報告」があったもの。

○ 概要

1. 「国家公務員の育児休業等に関する法律」について、以下の改正を行う。
 - ・ 一定の非常勤職員について、子が1歳に達する日まで(※)の間、育児休業(無給だが、一定の場合に共済組合からの給付等あり)を取得することができるよう措置する。
※男性の育児休業取得促進のため、職員の配偶者が育児休業をしている場合は、1歳2か月に達する日まで可(最長1年間)。また、保育所に入所できない等の場合には、1歳6か月に達する日まで可。
 - ・ 一定の非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で育児時間(無給)を取得することができるよう措置する。
2. 「地方公務員の育児休業等に関する法律」について、国家公務員と同趣旨の改正を行う。
3. 介護休暇(※)の取得に関し、一般職の非現業国家公務員のうち一定の非常勤職員については人事院規則により措置されるが、現業国家公務員及び地方公務員については法的措置が必要なため、これらのうち一定の非常勤職員についても介護休業を取得することができるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」について所要の改正を行う。
※対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに1回、連続する93日の範囲内で取得可。(無給だが、一定の場合に共済組合等からの給付あり。)
4. 国家公務員共済組合法等について、育児休業及び介護休暇の期間中に係る共済組合からの給付など所要の規定の整備を行う。

5. 施行期日 平成23年4月1日